

革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針

平成 26 年 3 月 17 日
総合科学技術会議
革新的研究開発推進会議
平成 26 年 6 月 12 日改訂
平成 28 年 3 月 24 日改訂
総合科学技術・イノベーション会議
革新的研究開発推進会議

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議）2.（4）に基づき、革新的研究開発推進プログラム（以下「ImPACT」という。）の研究開発等に必要な経費として国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に設立される革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。

○総則：

- ・革新的新技術研究開発基金から支出する研究開発に係る経費（以下「研究費」という。）、PM の活動の支援の経費（以下「支援費」という。）、基金の管理に必要な経費（以下「基金管理費」という。）の執行に係るルールについては、基金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

○支出の対象等

<研究費>

- ・研究費は、プログラム・マネージャー（以下「PM」という。）が実施管理を行う研究開発プログラム（以下「プログラム」という。）において選定された研究開発機関に対し、機構が委託研究契約等により配分する（「直接経費：研究機器・材料購入費、研究者人件費、旅費」、「管理経費」等）。
- ・直接経費の費目区分は、それぞれ物品費、旅費、人件費・謝金、その他の 4 つとする。
- ・管理経費は、研究費のうち直接経費の 10%以内の額を配分する。ただし、平成 28 年度以降に新規に採用決定された PM が研究開発機関を選定し、機構が当該研究開発機関と委託研究契約等を締結する場合は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 26 年 5 月 29 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

- ・研究費における費目間の流用は、各年度予算額（直接経費）の総額のそれぞれ 50%の範囲内であれば、機構への手続きを経ることなく行うことができる。総額の 50%を超える流用を行おうとする場合には、PM の了承のもとに、機構の承認を必要とする。

<支援費>

- ・支援費は、機構が、PM が行うプログラムの企画・遂行・管理等の活動の支援等に必要な経費に支出する（PM 人件費、支援スタッフ人件費、調査委託費、研究プロジェクトの公募経費、PM の審査・選定に係る支援業務の経費等）。

<基金管理費>

- ・基金管理費は、機構が、基金の運用その他の管理に必要な経費に支出する。

○研究費の執行

- ・研究費の執行は、機構と研究開発機関との間で定める委託研究契約等に基づき行う。
- ・研究開発期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度始めにおいて経費執行の空白期間が生じないように弾力的な経費の執行を可能とする。各年度の研究費において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、翌年度有効に使用されることを前提に、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究開発期間において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。
- ・研究遂行上必要な場合において、PM が認めるときは、研究計画上の所要経費総額の範囲内で年度毎の支払予定額の変更及び年度途中の追加払いを可能とする。
- ・研究費で取得した設備等については、プログラムに支障が生じない範囲で他事業に有効活用することも可能とする。また、他の補助金等で取得した設備等を ImPACT に使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該使用等にあたっての必要経費について、研究費からの支出を可能とする。
- ・研究開発機関は、PM と合意した研究計画に基づき、研究開発の一部を他の研究開発機関に委託契約等により行わせる（再委託）ことができる。再委託にあたっては事前に機構と協議し、特に必要性があることを確認した上で再委託を認めるものとする。
- ・ImPACT において経費の不正な使用等が認められた場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じて機構が定めるところにより厳正に対処することとする。

る。

- ・ ImPACT において、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 24 年 10 月 17 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に準じて機構が定めるところにより厳正に対処することとする。

○実施状況報告書の提出

- ・ 研究開発機関は、各年度終了後 2 ヶ月以内に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を機構に提出するものとする（ただし、研究開発が年度途中で終了した場合は、その時点から 2 ヶ月以内に実施状況報告書を機構に提出するものとする）。機構は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、研究費の執行状況を確認する。

○額の確定

- ・ 研究開発機関は、研究開発期間終了後に、研究開発期間全体の実績報告書を機構に提出するものとし、機構は提出された実績報告書及び現地調査等に基づいて、研究費の額の確定を行う。

○経費使途の公開等

- ・ 機構は、国民への説明責任を果たす観点から、年度毎の経費の使途について、ホームページ等を通じて広く情報公開するものとする。

○取得財産の帰属

- ・ 研究費により取得された研究機器等の財産については、大学、企業等を問わず、研究開発機関の帰属とする。

○その他

- ・ 基金運用方針に定めることのほか、革新的新技術研究開発基金の運用に関し必要な事項は、ImPACT について総合科学技術・イノベーション会議が作成した文書及びこれに基づき内閣府が作成した文書を踏まえて、機構が定めることとする。